

## 令和7年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人日野町社会福祉協議会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和7年9月30日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

### 総評

- ・ 役員及び評議員の選任について、法令及び定款に基づき適切に行うこと。
- ・ 社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。

文書指摘事項	是正・改善状況報告
<p>1 役員を選任等に関する書類について、次のような不備が見受けられた。</p> <p>① 評議員及び役員候補者確認書について、一部、日付の記載がなかった。</p> <p>② 評議員及び役員の履歴書について、一部、日付、職歴の記載がなかった。</p> <p>③ 役員の就任承諾書について、一部、承諾年月日が空欄のものがあった。</p> <p>④ 監事の選任に関する監事の同意書について、日付の記載がなかった。</p> <p>については、役員を選任等に関する書類について、記載日が記された書類を徴すること。 (法第38条、法第39条及び法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項、第44条第4項、第5項、審査基準第3の(2)、3(2)、4(2))</p>	<p>今後、役員の変更時には、役員及び評議員の選任等に関する書類の日付記入を徹底する。</p>
<p>2 理事及び監事の報酬等の額は、定款にその額を定めていないときは、評議員会において定める必要があるが、貴法人の役員等の報酬に関する規程又は評議員会の決議で定めておらず、理事及び監事に支給する報酬等の総額が特定できない状態であった。</p> <p>については、再度、評議員会において理事及び監事の報酬等の総額の範囲を定めるとともに、報酬規程には報酬等の支給の方法に関する事項を定めること。</p> <p>なお、理事の総額の範囲と監事の総額の範囲は、分けて規定すること。 (法第45条の16第4項によって準用される一般法人法第89条、法第45条の18第3項によって準用される一般法人法第105条)(法第45条の35)(規則第2条の42)</p>	<p>令和8年5月及び6月に開催の理事会および評議員会にて、理事及び監事の総額の範囲を明記するとともに、報酬等の支給方法に関する事項を定める。</p>
<p>3 町からの受託事業に係る受託収入(収益)が本部会計である法人運営事業サービス区分に計上されていた。</p>	<p>令和8年度予算において、受託事業のサービス区分について指摘のとおり修正を行う。</p>

	<p>については、本部会計に係る経費は、理事会及び評議員会の運営に係る経費、法人役員等その他の拠点区分及びサービス区分に属さないものであって、法人本部の帰属とすることが妥当なものに限られるため、受託事業に係る経費は別の拠点区分又はサービス区分で計上すること。</p> <p>(留意事項6)</p>	
4	<p>計算書類に対する注記事項として「合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲り受け」が経理規程に規定されていなかった。</p> <p>については、経理規程に規定すること。</p> <p>なお、本件は、前回も口頭指摘をしているが、改善されていないので必ず改善すること。</p> <p>(会計省令第29条第1項)(経理規程第56条)</p>	<p>令和8年5月及び6月に開催の理事会および評議員会にて計算書類に対する注記事項として「合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲り受け」を規定する。</p>
5	<p>会計責任者は、固定資産の現物管理を行うため、固定資産管理台帳を備え、固定資産の保全状況及び異動(以下「保全状況等」という。)について所要の記録を行う必要があるが、その記録が行われていなかった。</p> <p>については、毎年度、保全状況等について所要の記録を行うこと。</p> <p>なお、本件は、前回も口頭指摘をしているが、改善されていないので必ず改善すること。</p> <p>(経理規程第48条第2項)</p>	<p>令和8年度中に、すべての固定資産の状況を確認し、管理台帳を整備して記帳することとする。</p>
6	<p>計算書類と附属明細書について、以下のよう な状況が見受けられた。</p> <p>(1) 国庫補助金等特別積立金等について、各 項目間で不整合があった。</p> <p>ア 令和5年度末国庫補助金等特別積立金額 法人単位貸借対照表 104,915,992 円 国庫補助金等特別積立金明細書 104,915,992 円 基本財産及びその他の固定資産明細書 108,662,976 円</p> <p>イ 令和6年度末国庫補助金等特別積立金額 法人単位貸借対照表 101,168,208 円 国庫補助金等特別積立金明細書 101,168,208 円 基本財産及びその他の固定資産明細書 104,915,592 円</p> <p>(2) 引当金明細書</p> <p>ア 表題が引当金明細書ではなく、賞与引当 金明細書になっていた。</p> <p>イ 期首残高が記入漏れとなっていた。</p> <p>ウ 期末残高と法人単位貸借対照表間で不 整合があった。</p> <p>期末残高 1,176,277 円 法人単位貸借対照表 469,971 円</p> <p>については、附属明細書は様式に従って作成す るとともに、計算書類と附属明細書の金額の整 合性を図ること。</p> <p>(運用上の取扱い9、11、18)</p>	<p>計算書類と附属明細書の不整合については、突合すべき数値の確認が不十分であった。</p> <p>今後、決算書を作成する際には、計算書類と附属明細書の各様式との数値の整合性を確認して作成する。</p> <p>また、附属明細書の作成において、様式に従って作成する。</p>